

報道資料

令和4年3月22日(火)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:大西・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案（クラスター事案）の発生について （公益財団法人天理よろづ相談所病院白川分院第2報（最終報））

公益財団法人天理よろづ相談所病院白川分院において、これまでに入院患者 21 名、職員 10 名 計 31 名の感染が判明しました。感染状況からクラスターが発生したと考えられます。

それを受け、病棟の職員及び入院患者に健康観察を行ってきましたが、健康観察期間が終了し、新たな感染者の発生は確認されていないことから、当該医療機関における院内感染事案は終結し、本日（3月22日）から、公益財団法人天理よろづ相談所病院白川分院は、すべての病院機能を再開します。

感染拡大の原因は、職員や患者への感染防御が十分ではなかったためと推定しています。

当該医療機関では、職員や入院患者への感染防御（手指消毒、マスク着用、PPE（個人用防護具）の適切な使用、室内の換気）の徹底を行うなど再発防止策を講じたところです。

1 発生場所

公益財団法人天理よろづ相談所病院白川分院（所在地 天理市岩屋町604）

2 感染者の概要（合計31名）

・経緯：入院病棟A 3月3日に1例の感染を確認。その濃厚接触者等の検査結果から30例の感染を確認。

・感染者内訳：入院患者 21 名、

職員 10 名（看護師3名、介護福祉士3名、作業療法士3名、言語聴覚士1名）

男性9名、女性22名

20代5名、30代4名、40代2名、50代1名、60代2名、70代6名、80代8名、90代3名

※第1報（令和4年3月11日）以降、新たな感染者は判明していません。

3 県の対応

・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示

4 病院の対応（3月22日10時時点）

・関係箇所の消毒実施

・病棟Aの入院を再開（休止期間：3月7日～3月21日）

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。